

阿賀野市告示第192号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

阿賀野市長 加藤博幸

- 1 供用開始の路線及び区間
- 2 供用開始の期日

別紙のとおり

令和7年9月30日

供用開始

路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
堀越京ヶ瀬工業団地線	堀越字堂ノ上 479 番 1 地先	分田字三本柳 44 番 1 地先	2,877.8	6.1～ 30.3	